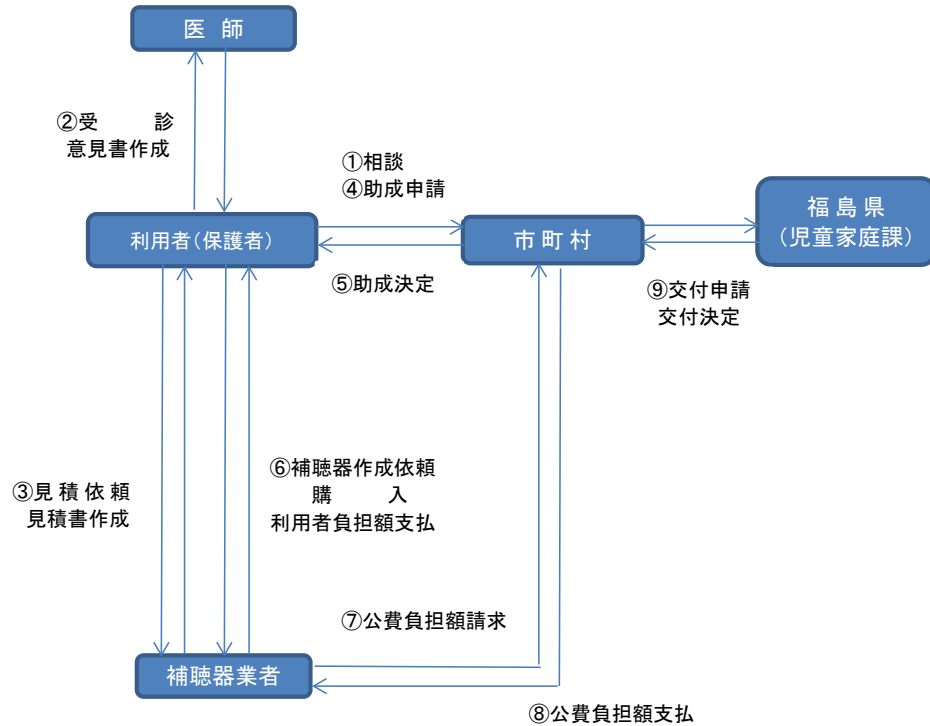


<福島県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の流れ>



○事業の実施主体は、市町村となりますので、市町村毎の実施要綱等の作成が必要です。

○利用者(保護者)は補聴器購入前に市町村へ申請する必要があります。

○各市町村により、必要書類等が異なる場合があります。

①	市町村へ相談	利用者は、お住まいの市町村へ必要書類等を確認し、申請書・医師意見書等の様式の配布を受けます。
②	受診意見書作成	利用者は、医師の診察(聴力検査等)を受け、意見書を作成してもらいます。
③	見積依頼 見積書作成	利用者は、補聴器業者に医師意見書に基づいた見積書を作成してもらいます。
④	助成申請	利用者は市町村へ下記の書類を提出してください。【提出書類】 ア 申請書 イ 医師意見書 ウ 見積書 エ 課税証明書 オ その他市町村が必要と認める書類
⑤	助成決定	市町村は、提出された書類を審査し、必要と認めた場合は利用者に決定通知書、支給券、委任状等を交付します。
⑥	補聴器作成依頼 購入 利用者負担額支払	利用者は、決定通知書を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。購入時、利用者負担額を補聴器業者へ支払うとともに支給券、委任状を渡してください。
⑦	公費負担額請求	補聴器業者は、請求書に支給券、委任状を添付し、市町村へ公費負担額を請求してください。
⑧	公費負担額支払	市町村は、補聴器業者からの請求に基づき、公費負担額を補聴器業者に支払います。
⑨	交付申請 交付決定	県は、市町村に対して公費負担額の一部を助成します。